

立地適正化計画策定業務

これからも便利で安心して暮らせる都市づくりを進めるために、弊社の持つ技術力やノウハウを生かした“立地適正化計画”を提案します。

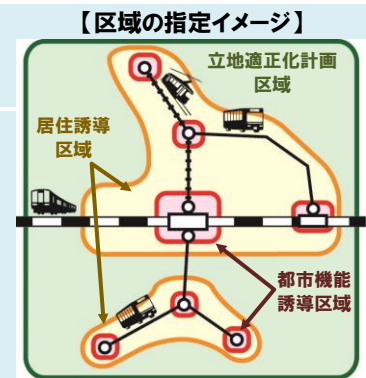
1 立地適正化計画の制度概要

平成 26 年に都市再生特別措置法が改正され、コンパクトシティ・アンド・ネットワークを実現するための制度として「立地適正化計画」が創設されました。

都市構造の現状と将来の姿を見据えたうえで、目指すべき将来都市構造を設定し、それを具体化するための誘導区域や施策を策定するものです。

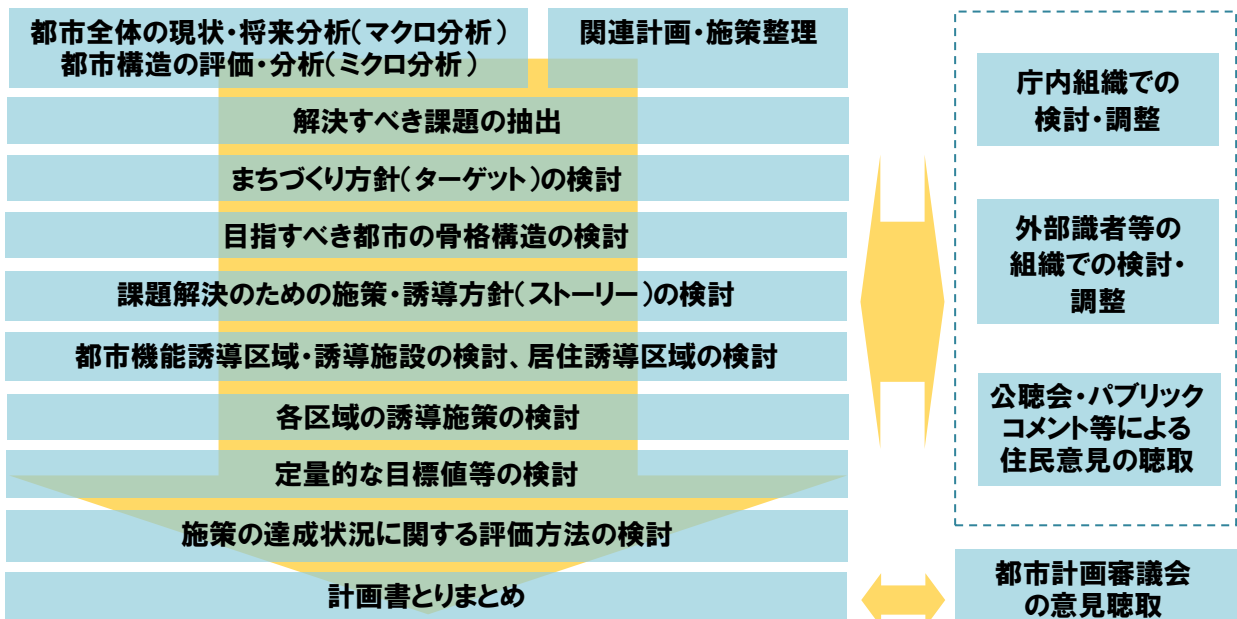
【立地適正化計画の制度概要】

策定主体	➢市区町村（複数市町村が連携して作成も可）
策定区域	➢都市計画区域内全体を立地適正化計画の区域とすることが基本。
基本方針	➢現状の把握・分析、課題整理の上、中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を設定。
区域の指定 (主な区域)	➢居住誘導区域： 人口減少でも一定のエリアの人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域 ➢都市機能誘導区域： 居住誘導区域内で、医療・福祉・商業等の都市機能を拠点に誘導・集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図られるよう定める



2 立地適正化計画策定業務の流れ

立地適正化計画策定の標準的な業務の流れは以下のとおりですが、都市の実情等にあわせてご提案いたします。



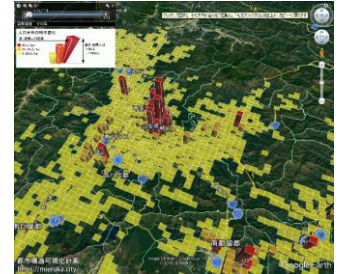
3 弊社の業務の進め方

弊社は次の3つの視点を大切に立地適正化計画策定をお手伝いします。

① 検討プロセスの見える化により、誰もが納得でき、説明しやすい計画づくりをお手伝いします！

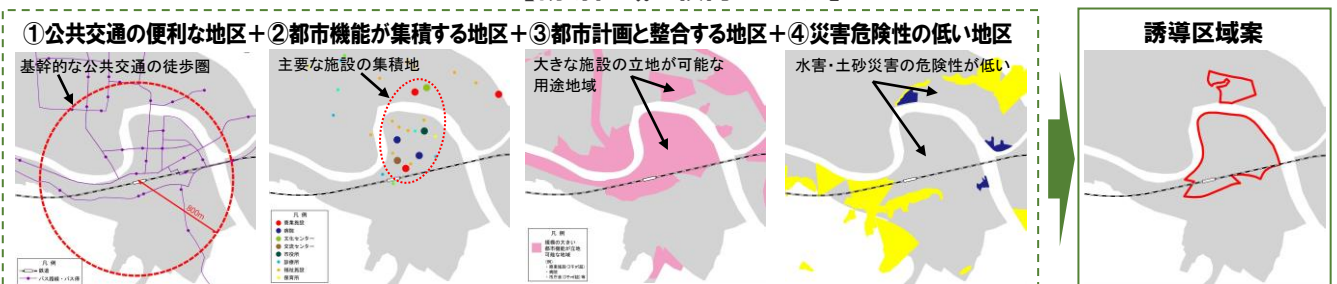
- ・立地適正化計画では、誘導区域やネットワーク等について、誰もが納得できるように設定することが求められます。このため、都市の実態と課題を、客観的なデータに基づき分析します。
- ・また、誰にもわかりやすく、説明しやすい計画とするため、GIS や都市構造可視化技術を駆使し、検討プロセスを可視化します。

【都市構造可視化】



資料：都市構造可視化計画 HP

【誘導区域の検討イメージ】



② 計画実現へのストーリーを大切にします！

- ・立地適正化計画では、多種多様なデータを用いて都市の現状や将来の分析を行いますが、それらは概して煩雑になりがちです。
- ・そこで、分析結果は体系的にわかりやすくまとめるとともに、課題、方針、誘導区域、施策、目標値までが一貫したストーリー性のある計画づくりを進めます。

【分析まとめのイメージ】



【一貫したストーリーの構築】

③ 総合力で計画策定を支援します！

- ・立地適正化計画は、都市計画に加えて公共交通、公共施設再編、駅周辺まちづくり、空家対策等の様々な分野との連携が欠かせません。
- ・弊社は、これらの分野の実績も豊富です。各分野の技術者の力を集め、総合力を生かしてコンパクトシティ&ネットワークのまちづくりを支援します。



4 同種業務実績

弊社は全国で立地適正化計画策定のお手伝いをしています。

都市構造分析	・コンパクトシティ形成に向けた基礎調査業務委託（埼玉県小川町） ・甲府市立地適正化計画策定業務委託（山梨県甲府市） ・甲府外11都市計画区域 都市構造評価・分析業務委託（山梨県県土整備部）
区域検討 施策検討	・立地適正化計画策定業務委託（居住誘導及び都市機能誘導施策の検討）（神奈川県大和市） ・早島町立地適正化計画策定業務委託（岡山県早島町） ・瑞浪市立地適正化計画策定（その1）業務（岐阜県瑞浪市） ・平成30年度秦野市立地適正化計画（居住誘導区域）策定委託業務



セントラルコンサルタント株式会社

<http://www.central-con.co.jp>